

平成 2 6 年 第 1 0 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 6 年 1 0 月 1 7 日

武蔵村山市教育委員会

平成26年第10回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成26年10月17日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時27分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大集会室

3. 出席委員 高橋勝義 土田三男
本木益男 島田妙美
持田浩志(教育長)

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	中野 育三	学校教育担当部長	榎並 隆博
教育総務課長	松下 君江	教育施設担当課長	比留間光夫
指導・教育センター担当課長	小嶺 大進	学校給食課長	神山 幸男
文化振興課長	山田 義高	スポーツ振興課長	指田 政明
図書館長	乙幡 孝	指導主事	勝山 朗
指導主事	西原 英治		

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ	内田 朋英
	橋本真奈美

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第59号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第60号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 6 議案第61号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 その他

◎開会の辞

○高橋委員長 それでは、本日の会議に際し、1名の方から傍聴の申出がありましたので、武蔵村山市教育委員会会議規則第33条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので、御報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより平成26年第10回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○高橋委員長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○高橋委員長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○高橋委員長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件はこれを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

◎日程第3 教育長報告

○高橋委員長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

教育長より諸般の報告を願います。

教育長。

○持田教育長 それでは、教育長報告をさせていただきます。

第1点目でございますが、平成26年度教育関係寄附に対する感謝状の贈呈者一覧についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、平成26年度教育関係寄附に対する感謝状の贈呈者一覧についてでございます。

資料1を御覧ください。

平成25年9月1日から平成26年8月31日までの間で、市の表彰規程に当てはまらない本市の学校教育、社会教育のために寄附をしていただいた方、11の個人又は団体でございますが、こちらに対しまして教育委員会から感謝状を贈呈したいと考えております。

感謝状の被贈呈者でございますが、初めに学校への寄贈でございます。

1件目、東京土地家屋調査士会立川支部様から、図書の寄贈がありました。各小学校の学校図書館で利用しております。

2件目、財団法人郵政福祉東京多摩西郵便局長会様から、2014 F I F Aワールドカップ「大会公式球レプリカ球展示セット」の寄贈がありました。各小学校にて展示されております。

3件目でございます。株式会社金井工研様から、第三小学校に対しまして栽培用の花台の寄贈がございました。

4件目、公益社団法人一輪車協会様から、第七小学校に対しまして一輪車の寄贈がありました。

5件目、青梅信用金庫様から、集会用のテントの寄贈がございました。こちらは第三中学校におきまして利用してございます。

次に、6件目から9件目まででございますが、歴史民俗資料館への寄贈でございます。

まず、千原政子様から、製菓用道具類他の寄贈がありました。

7件目、並木実様から、雛人形一式の寄贈がございました。

8 件目、乙幡恵子様から、節供人形、桐だんす、火鉢他の寄贈がございました。

9 件目、内野裕旦様から、内野家文書他の寄贈がございました。

今後は、特別展等の展示で利用をさせていただく予定となっております。

次に、スポーツ振興課への寄贈でございます。

10件目といたしまして、東大和地区防犯協会会長の柳下今朝雄様から、少年・古希野球親善試合における参加賞といたしまして、ハンドタオル、LEDライトキーホルダー他の寄贈がございました。こちらは9月20日に開催いたしました武蔵村山市少年・古希軟式野球チーム親善試合におきまして配布をさせていただいたところでございます。

次に、11件目でございますが、図書館への寄贈でございます。武蔵村山市更生保護女性会様から図書が寄贈がございました。毎年、寄附をいただいております。

以上、今年度の感謝状の贈呈は11件となっております。感謝状につきましては、各所管課が寄附者に対して贈呈することとなっております。

以上でございます。

○持田教育長 続きますして、2点目でございます。

平成26年度学校選択制申請状況（平成27年度入学）についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、平成26年度学校選択申請状況、平成27年度入学について、御報告申し上げます。

資料2を御覧ください。

平成27年4月に中学校に入学する新1年生を対象とした学校選択制の申請を9月に受付をいたしました結果でございます。本年度は94人の申請でございました。なお、本年度から三者面談を実施いたしますことから、申請者への結果通知は12月上旬を予定いたしております。入学予定者数は752人で、約12.5%の児童が学校選択制の申請を行っております。なお、平成23年度、709人おります中から申請は99人で約14%、平成24年度におきましては807人のうち申請は98人で約12%、平成25年度におきましては789人のうち申請は106人、約13.5%の実績でございました。

表の上段を御覧いただきたいと思えます。

各中学校の状況でございますが、表の縦が転入で横が転出の数を示してございますが、第

一中学校は転入31人、転出33人、2人の減でございます。村山学園第二中学校は、転入1人、転出11人、10人の減でございます。第三中学校は、転入27人、転出11人、16人の増でございます。第四中学校は、転入29人、転出13人、16人の増でございます。第五中学校は、転入6人、転出26人、20人の減となっております。

中段の表に主な理由を示してございますが、友人関係、部活動、通学距離、兄弟関係となつてございまして、その他の主な理由では、通学の安全面、学校の設備、施設面、学校の規模、伝統や校風などが挙げられてございます。

下段の表の右側の申請後入学予定者、クラス数の予定の欄を御覧いただきたいと思ひます。

第一中学校では、148人で5クラス、前年比、1クラス減。村山学園第二中学校は、69人で2クラスでございまして、増減はございません。第三中学校は、109人で4クラス、同じく増減ございません。第四中学校は、149人で5クラス、前年比、1クラス増。第五中学校は、240人で7クラス、増減なしでございまして。

なお、クラス数につきましては、平成27年度に東京都の学級編制基準が中1ギャップの教員加配により、35人学級編制となった場合によるものでございます。また、今後、就学予定の転入者につきましては、受入れ枠の範囲での選択が可能となっております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます。

第39回市立中学校総合体育大会の結果についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思ひます。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、第39回市立中学校総合体育大会の結果について、御報告いたします。

本年度の市立中学校総合体育大会は、7月12日に開会式を行い、その後、市内各中学校の運動部活動8種目において、学校対抗の試合形式で競技が行われました。本来は全9種目ありますが、硬式テニスにつきましては、当初予定をしておりました日程が悪天候だったため、まだ実施できておりません。現在、日程調整をしております。実施後に、改めて御報告をいたします。

7月12日の開会式では、各中学校のバスケットボール部によるエキシビジョン競技が行われました。当日は、市長や教育委員の皆様を初め、多くの方に御参観、応援をいただきまし

た。これまでに行われた8種目の競技に742人の中学生が参加をいたしました。結果等につきましては、資料の6ページを御覧いただきたいと存じます。

教育委員会といたしましては、今後とも中学校部活動外部指導員の配置等を通して、部活動の一層の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、4点目でございます。

平成26年度武蔵村山市立小・中学校研究発表会についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成26年度武蔵村山市立小・中学校研究発表会について、御説明いたします。

資料4を御覧ください。

こちらは、今年度、11校が実施いたします研究発表の日時等について一覧にまとめたものでございます。

平成27年1月23日の第十小学校及び2月6日の雷塚小学校の発表は、特色ある学校づくり推進校の発表となります。全小・中学校の教員が参加をいたします。また、全ての学校の研究発表はそれぞれ重要な教育課題への取組となっていることから、できる限り多くの教員が参加できるよう、各校長に依頼をしたところでございます。

教育委員会といたしましては、各学校の研究を通して、児童・生徒の生きる力を育めるよう引き続き支援をしてまいります。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、5点目でございます。

第45回市民文化祭の開催についてでございます。

資料5、別冊になっております。こちらを御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、第45回市民文化祭の開催について、御報告いたします。

資料5、別冊となっております市民文化祭のプログラムを御覧いただきたいと存じます。

平成26年11月1日土曜日から11月16日日曜日までの間の土・日、祝日に、市民会館さくら

ホールで実施いたします。

主催は武蔵村山市文化協会（市民文化祭実行委員会）、後援が武蔵村山市教育委員会でございます。

開会式につきましては、11月1日土曜日の午前10時から、市民会館の大ホール、ホワイエで実施いたします。

教育委員の皆様には、御参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

市民文化祭は、市民の日頃の文化活動の成果を発表する場で、内容につきましては、フラダンスや日本民謡等の発表部門が9部門で、大ホール及び小ホールで行われます。囲碁や郷土史等の展示部門につきましては13部門で、展示室や会議室等で実施いたします。体験コーナーを設ける部門もございます。

また、開催期間中の11月15日土曜日、16日日曜日にはF o o dグランプリ、農業まつりも、市民駐車場等で同時開催されますので、合わせて御来場くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きます、6点目でございます。

2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念、武蔵村山市少年・古希軟式野球チーム親善試合の開催結果についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念、武蔵村山市少年・古希軟式野球チーム親善試合の開催結果について、御報告をいたします。

本事業につきましては、9月20日土曜日に総合第3運動場におきまして正午から開会式を行い、開会式終了後に元プロ野球選手の与田剛氏による野球教室を実施いたしました。午後1時から、藤野市長と与田氏による始球式を行った後、親善試合を行ったところでございます。

結果は、資料にお示しのとおり6対5で、オール武蔵村山少年野球チームが僅差で勝利となりました。試合は7回までを予定しておりましたが、試合時間を1時間20分までと設定をしていたことから、最終回は6回としております。

親善試合終了後には、午後3時から総合体育館において、与田剛氏による講演会を開催し、少年野球チームや古希野球チーム、一般参加者など190人もの参加がございました。少年野

球チーム、古希野球チームの方からも、大変楽しく野球ができたこと、元プロ野球選手との
触れ合いなど、またこうした機会を設けていただきたいという声もいただいたところでござ
います。

教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席をいただき大変ありがとうございました。
お礼申し上げます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、7点目でございます。

2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念式典等の開催結果についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念式典等の開催結果
について、御報告いたします。

平成26年10月5日日曜日に、市総合体育館メインアリーナにおいて、武蔵村山市スポーツ
都市宣言記念式典を開催いたしました。

式典には、多くの御来賓や体育協会加盟23団体の方々を含む一般参加者、アトラクション
等で協力をいただいた市内各学校の生徒など859人の方に御参加をいただき、盛大に開催す
ることができました。教育委員の皆様におかれましては、雨天により足元が悪い中、式典へ
御出席をいただきまして大変ありがとうございました。お礼申し上げます。

式典では、藤野市長が市内スポーツ団体所属の市立小学校児童などとともに、スポーツ都
市の宣言を行ったほか、武蔵村山市スポーツ都市宣言記念式典に対して、文部科学大臣、下
村博文様からもメッセージをいただき、御披露をさせていただいたところでございます。ま
た、参議院議員で日本ハンドボール協会副会長の橋本聖子様、元プロ野球選手の与田剛様か
らメッセージをいただいたところでございます。市内各学校にも御協力をいただき、各種
アトラクション等の披露など、式典に華を添えていただきました。

式典中に体調不良を訴えた方が2名おり、救急車の手配、そして医務室への誘導といった
対応がございましたが、記念式典に対しましては大変多くの方に御出席をいただき、盛大に
開催されましたことを御報告いたします。

式典終了後には、午前11時30分から、ハンドボール実業団チーム、大崎電気工業、OSA
K I O S O Lの選手によるハンドボール体験会を開催したところ、幅広い年齢層の150人も

の参加があり、スタッフと合わせますと171人と、多くの方に御参加をいただき、盛況に開催されたところでございます。

また、午後1時30分からは、総合体育館主催事業である「みんなの体育館」を開催し、一部の種目が雨天中止となりましたが、317名の参加がございました。

記念式典、ハンドボール体験会、みんなの体育館に参加をいただいた方の延べ人数といたしましては1,347人でした。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、8点目でございます。

図書館除籍資料の市民無償配布についてでございます。

資料8を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、図書館長から報告いたします。

○高橋委員長 乙幡図書館長。

○乙幡図書館長 それでは、図書館除籍資料の市民無償配布につきまして、御報告いたします。

資料8を御覧いただきたいと思います。

武蔵村山市立図書館資料廃棄基準に基づきまして、除籍しました図書を年1回、市内の公共施設や市民へ無償配布し、その資料の再活用を図っております。

今年度は、本日、午後1時から午後4時まで、市内小・中学校を初め幼稚園、保育園、児童館等の施設を対象に、市民総合センター3階、集会室で配布いたします。また、明日18日は午前10時から午後3時まで、市民の方を対象に配布いたします。

なお、配布する図書の冊数につきましては、約7,000冊を予定しております。また、配布図書のうち、児童図書数は1,837冊ございまして、全体の26%でございます。

以上でございます。

○持田教育長 9点目のその他でございますが、私から4点、御報告させていただきます。

まず、1点目は武蔵村山市立第一小学校開校100周年記念事業について、2点目は第七小学校長及び第四中学校長によるラオス訪問について、3点目は武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会からの文書について、4点目は中高生新聞創刊準備号の配布についてでございます。

内容につきましては、1点目は教育部長から。2点目、3点目につきましては学校教育担当部長から、4点目につきましては教育総務課長からそれぞれ報告いたします。

○高橋委員長 それでは、中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、武蔵村山市立第一小学校開校100周年記念事業について、御報告申し上げます。

別冊資料がございますので、そちらを御覧ください。

去る10月11日土曜日に、武蔵村山市立第一小学校開校100周年を記念した式典並びに記念セレモニー、記念祝賀会が盛大に開催されました。

当日は、高橋委員長を初め委員の皆様には、御出席いただき、誠にありがとうございました。

さくらホールで行われました式典には、下村博文文部科学大臣に御臨席いただき、御祝辞を賜りました。御祝辞の中でお話しされましたように、全国で2万校を超える小学校がある中で、周年行事に大臣が御出席いただくことは大変まれなことであり、第一小学校の教育実践のみならず、本市、全校の特色ある教育活動への評価と期待を強く感じることができました。

式典2部では、子供たちの寸劇を交えた学校紹介が行われる中で、歴代の卒業生に登壇いただき、当時の思い出を語っていただきましたが、100年をたった今、学校が存在し、その歴史が継承されていることの価値を、現在在籍する子供たちが実感できたことが、何物にもかえがたい宝になったものと考えております。

記念セレモニーでは、日時計、影法師時計の除幕式が行われました。除幕式の後には、児童及び参加者全員で風船飛ばしを行い、後日、この風船を拾われた方からお手紙が第一小学校に送られてまいりました。

幾つか届いているようですが、私どもの方でいただいているものを1つ御紹介させていただきます。

「10月11日午後3時頃、鎌倉市由比ガ浜2丁目に飛んできました。」という文面から始まるお孫さんをお持ちの女性からでございます。この方のお子さんやお孫さんは、鎌倉市立第一小学校を卒業されており、武蔵村山市立第一小学校から、この風船が飛んできたことに縁を感じたと書かれており、子供たちの夢と思いが一緒に運ばれてきたような気がするともおっしゃってございます。開校100周年を機に新たな出会いが生まれたことを、第一小学校、鶴田校長は非常に喜んでおりました。

祝賀会を含めると丸1日かけた盛大な記念行事となりましたが、参加者皆様の武蔵村山市立第一小学校への強い思いを感じることができた1日となりました。

以上でございます。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、私の方からは2点、まず第1点目は第七小学校、小野江校長並びに第四中学校、尾崎校長のラオス訪問について、御報告をさせていただきます。

平成27年度に、施設隣接型小中一貫校としてプレ開校を目指します第七小学校、小野江校長並びに第四中学校、尾崎校長より、ラオス人民民主共和国への訪問を行いたいとの申出がございました。両校は、小中一貫校における教育活動の柱の一つに、国際交流、国際理解を掲げ、その具体的な取組として、アジア教育友好協会、A E F Aと申しますが——と連携したワンコインスクールプロジェクトの参加を計画しております。ワンコインスクールプロジェクトとは、子供たちの善意によりラオスに学校を建設しようとする活動で、平成19年度から取り組んでおります第八小学校や、平成22年度から取り組んでおります第十小学校の活動により、ポンタン小学校、チャンヌア小学校の2校が既に建設をされております。さらに、平成25年度から第一小学校、今後、第二小学校が活動を予定しております。第七小学校及び第四中学校は、小中連携する中で、この取組を推進し、国際交流、国際理解のみならず、児童・生徒の心の成長を促したいとの願いを込められております。

このたび、アジア教育友好協会からのお声かけで、11月15日から20日までの6日間のラオスへの訪問について、両校校長が協議をし、現地でラオスの教育事情等を視察するとともに、アジア教育友好協会との連携を深める機会としたいと考え、両校校長より持田教育長に申出がございました。予定されている期間に授業日が4日間ございますが、両校の副校長が校長の代理を務めるとともに、主幹教諭及び主任教諭等の幹部職員が学校経営を支援する体制を整えることとなっております。

平成27年度、プレ開校いたします第七小学校並びに第四中学校による施設隣接型小中一貫校につきましては、教育委員会といたしましても大変貴重な施策と捉えており、特色ある教育課程を推進する上で、両校校長のラオス訪問は大変意義深いものと考えております。したがって、今回の訪問を許可することといたしましたので、御報告申し上げます。

続きまして、2点目でございます。9月下旬に各教育委員様宛てに届けられました書面について御報告をいたします。

今回の書面は、直接、私がお受けいたしましたがお持ちになった代表の方からは、今年度の教科書採択についてお礼に参りましたと申されておりました。具体的には、採択要領に、適正かつ公正に行うことを明記したことや、学校調査会を設けたこと等について感謝を述べられておりました。一方で、今後、学校調査会の資料に教員の意見を反映させることや、採

採択の理由として我が国の伝統・文化を重んじるという観点が強調されていたとの印象が残ったことへの改善を求めるとのことでした。

内容については以上でございます。

○高橋委員長 松下総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、中高生新聞創刊準備号の配布について御報告申し上げます。

本市では、全ての小・中学校におきまして、NIE推進校として新聞を教材として活用した教育活動を行っております。このたび読売新聞社が中高生新聞を創刊するに当たり、準備号を発行するので、中学校全生徒に配布したい旨の申出がございました。学習指導要領にも、新聞等を教材として活用することが位置付けられていることから、生徒一人一人が新聞を手にとって読む機会を与えられることは好ましいと判断し、配布することといたしましたので、御報告いたします。

○高橋委員長 それでは、ただいまの教育長報告に対する質疑等があれば、お受けいたしたいと思えます。

いかがでございましょうか。

それでは、先ほど榎並学校教育担当部長の方から報告がございました2点目の教科書採択についてであります。恐らく今回の教科書採択については、一定の評価をいただいていると考えております。教育委員会としましては、前回の採択も含めて、当然、今年度の採択も、この採択要領に従って適正かつ公正に採択したものであると考えておりますが、この要望の中で、教員の声を反映させるという、この御指摘の点については、いささか私は納得しがたいものがございます。市民の皆様の市民の声も読ませていただきました。また、今回、学校の調査会を通して先生方の考えを集約したものと私は認識しておりますが、この点についてはいかがでございましょうか。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 委員長、御指摘のとおり、学校調査会を通しまして、各教科書の特長についての意見を集約しております。

以上でございます。

○高橋委員長 ほかの皆さん、いかがですか。

では、本木委員さん。

○本木委員 教科書採択に当たって、そもそも教員の意見を反映させなければならないというような決まりというのがあるのでしょうか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 これは、まず文部科学省が発出しております平成27年度使用教科書の採択についての中で、採択権者の判断と責任により、綿密な調査、研究に基づき適切に行われる必要があるというふうに記載をされている以外、調査について特段そのような表現はございません。ただ、一方で平成2年に発出をされております文部科学省の教科書採択の改善の在り方の中で、教職員の投票によって採択教科書が決定される等、採択権者の責任が不明確になることのないよう、採択手続の適正化を図ることも重要であるとの内容が明記されております。教員が順位を決めたり、あるいは優劣を付けるといったようなことは不適切であるということが明確にされております。教科書採択は、採択権者である教育委員会の責任と権限の基に行わなければならないといったことでございます。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

○本木委員 はい。

○高橋委員長 ほかは。土田職務代理者、いかがでございましょうか。

○土田職務代理者 感謝と言いつつも、まだ御理解をいただいていないのかなというような、この書面、拝見させていただきまして、この教科書採択資料作成委員会報告書の内容が、採択に反映されたのかというような趣旨の文面がありました。これちょっと心外ですというふうに感じております。私も読み込むのには苦勞しましたが、当日の議論の中で報告書の内容を反映させていましたし、それに今回は教科書展示の期間を長くしたことから、私どもの手元に見本が届いてから非常に臨時会までの時間が少なく、若干苦勞をしたところでした。

それから、もう一つの要望ですが、この日本の伝統・文化理解教育を進めることは、非常に大事な視点の一つです。このようなことから、全く問題ないというふうに思っていますが、実際にそのような発言が多くされていたかどうか、ちょっと御確認をさせてください。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 今回の書面を受けまして、私どもの方でも、改めてこの議事録を振り返りをいたしました。そのことによりますと、必ずしもそうであるとはいえないというふうに認識をしております。例えば、国語では言語活動の充実が視点となって意見が述べられてございました。また、社会科も、伝統・文化もちろん話題になりましたが、震災復興や、あるいは持続可能な社会といったものがキーワードとなって議論が続けられておりました。また、理科では実際の生活との関連、あるいは体育では薬物乱用などのことが話題になって

おりました。

以上でございます。

○高橋委員長 いかがですか。

○土田職務代理者 はい、結構でございます。

○高橋委員長 それでは、教育長、何かございますか。

教育長。

○持田教育長 市民の皆様、学校教育の基となる教育基本法や学習指導要領、そういった法令等について御理解いただきたいと思っておりますので、少々長くなりますがお話をさせていただきますと思います。

平成18年の教育基本法の改正に当たりまして、文部科学省は教育の目的、これは学校教育の目的ともなるわけですが、教育の目的を達成する上で、今日的な課題となっておりますことを、5つの柱を掲げております。5点、全部挙げさせていただきますと、1点目は幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。2点目に、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。3点目には、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。4点目に、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。そして、5点目には伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

つまり、ほかの4点を含めまして伝統・文化を尊重し、我が国と郷土を愛する態度が育っていないということが、教育の目標を達成する上で、現在大変課題であることが指摘されております。教育の公正や中立性を担保するためには、教育基本法改正の趣旨を踏まえ、そしてそういったことを大前提としていくことが大切であります。その意味で、今回の採択で行われた議論は、非常に法令等にのっとった価値があるものと考えております。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

いずれにしても、大変大事な視点であるというふうに私も考えております。来年度の教科書採択は、また来年度、示されるわけでありまして、文部科学省の通知を受けて、教育委員会は教科書採択要領を策定しまして、採択を行うということでありまして、今年度同様、

来年度の中学校教科書採択についても、粛々で行うというふうになるかと思えます。ひとつ、この点はよろしく願っていたと思います。

それでは、ほかに何か教育長報告に対する質問があればお受けいたしますが。

島田委員。

○**島田委員** 資料2の学校選択制申請状況なんですけれども、この一番上の上段の表を見ますと、村山学園に選択希望者が少ないのがとても残念で、その主な理由が、その他の中の学校規模とか校風の中に、村山学園を選んでいただけたらなと思っていたんですが、それはどのようにお考えでしょうか。

○**高橋委員長** いろいろな事情があるんでしょうけれども。

学校教育担当部長。

○**榎並学校教育担当部長** 学校選択につきましては、村山学園のみ小学校から選択をできる、それからそれ以外の学校については中学校から選択ができるということになっております。ですので、入学の時点で村山学園を希望し、その後、中学に上がる段階では、学区がフリーになりますので、そのときに、恐らくこの地域的な通学の面がかなり大きいというふうに聞いております。それと、ここで主な理由の中で述べられておりますように、小学校、例えば村山学園の場合は、恐らく雷塚小学校あるいは第七小学校の子供たちあたりが、距離的なことをいうと選択する可能性はあるんですが、やはり友達関係で、そこは選択せずというところもあるかと思われます。その他、部活動の種類でございましたり、様々な要因があるようでございますが、教育委員会といたしましては、各学校に特色ある教育活動の推進を進めているところでございますので、この学校選択をする理由の中に、伝統とか校風といったものがもう少し上位に上がってくると、まさにそれこそ教育活動の特色が図られてきた成果の一つかなというふうには考えております。

以上でございます。

○**島田委員** ありがとうございました。

○**高橋委員長** 教育長。

○**持田教育長** もう一点、一貫校として1年生から9年生までの教育をしているということが周知されていますので、いわゆる中学校の部分の7・8・9年生のところだけ後から入ってくるということで、一貫教育という視点から、第二中学校を選ぶ方は少ないのかなというようにも考えられます。

以上です。

○高橋委員長 ほかいかがでございましょうか。

本木委員。

○本木委員 先ほど資料3で、中学生の体育大会のところで、ちょっと最後の方に外部指導員がちょっと出たんですが、たしか先日も新聞で、部活が、顧問の先生がいないとできないというような、今までもそうだと思うんですけども、安全面とか指導面で先生がいないと。その外部コーチ、指導員の教員配置からの権限というか、そこら辺がどこまで、例えば先生がいなくても、ちゃんと外部コーチがいればある程度指導できるのとか、ちょっと教えてもらえればと思ひまして。

○高橋委員長 では、榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 基本的には、各部活動につきましては、教員が顧問をしておりますので、その教員が指導に当たるということが基本になっておりますが、外部指導員などの活用によって、それを支援するという方策をとっておりますので、例えばある一定の時間の中でその教員が席を外すとかということはあるかなと思っておりますが、基本的には教員が顧問としての安全管理を果たすということが約束になっております。

以上です。

○本木委員 中には、先生がいないので部活ができない、外部コーチがいらっしゃってもできないというようなことがあり得るかもしれないですよ、ずっと会議だとか出張だとかあってあると。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 御指摘の状態が一番懸念されるのは、いわゆる安全面でございますので、そういった部分での一定の担保ができる状態を確保できれば、必ずしもずっと常時いなければならないということまでは、これはなかなか難しい状況がございますので、現実運用する中では、そういった時間帯もあるのかなというふうには認識しております。

○本木委員 せっかく部活をされているのでできないとか、何か支障があるのもかわいそうだなと思ったりしたものですから聞いてみました。ありがとうございます。

○高橋委員長 確かに部活の目的は、同好の士が集まって自分たちで運営していく、そういうような部分が目的になっているはずなんです、ただし学校教育担当部長がお話ししたように、やっぱり安全面ということが優先であります。したがって、指導者がいなければ、これは学校の責任としても認めるわけにいかないというわけであります。

ほかよろしいですか。

○土田職務代理者 1点だけ。

○高橋委員長 では。

○土田職務代理者 スポーツ宣言都市の関連です。非常に当該事業は、多くの市民が参加して盛大に行われたと。これらの一事業に限らず、いわゆる教育行政を含めて職員の皆さんが新規事業を積極的に取り入れてアピールしていく、いわゆる教育行政をアピールして市民に理解を求める。この事業は、非常に大きな目的、市民が一番、この活力を持って、健康であって、楽しく生活できていく、大きな狙いがあると思うんですけれども、この事業に限らず、これからも11月に開催されます和文文化事業、新しい事業を取り入れて行うというのは、日々の業務の中で大変なことだというふうに思います。そういった意味で、現教育委員会、教育長を初め事務局の皆さんが、積極的にそういった新しい事業を取り入れて市民にアピールする、教育行政というものと市行政を含めてやっておられる姿に、非常に感謝と敬意を申し上げますというふうに思って発言をさせていただきました。

このスポーツ都市宣言記念も、スポーツをこれからどんどん発展させる。今年、大きくマスコミにも取り上げられてスタートしましたので、次年度以降、やはりこれは継続させるというのは非常に大変だと思います。お金も必要かもしれません。そういった意味で、苦労はこれからプラスしていくわけですけれども、引き続いて職員の方に、この事業に限らずいろんな面でチャレンジをしていただいて頑張ってもらいたい。おかげさまで我が市の全体の市民の顔が非常に見えてきたり、明るくなってきたりというふうに感じています。そういった意味で、感謝とお礼を申し上げますさせていただきたいと思います。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは質疑なしと認めます。

これをもって、教育長報告を終わります。

◎日程第4 議案第59号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について

○高橋委員長 日程第4、議案第59号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第59号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について。

教育委員会事務局職員の任免について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成26年10月17日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第59号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会事務局職員を任免する必要があるため、平成26年9月22日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、議案第59号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について御説明申し上げます。

別紙を御覧ください。

平成26年10月1日付をもちまして、事務局職員を任免する必要が生じましたが、教育委員会を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

任命、解任につきましては、記載のとおりでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第59号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第5 議案第60号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

○高橋委員長 日程第5、議案第60号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第60号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年10月17日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第60号の提案理由を説明させていただきます。

2学期制から3学期制に変更する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、議案第60号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を

改正する規則について、御説明申し上げます。

別紙の新旧対照表を御覧ください。

今回の規則の一部改正につきましては、平成27年度から武蔵村山市立学校の2学期を3学期とすることから、第3条第1項中、「2学期と」を「3学期と」に改め、同項の表、第1学期の項中、「10月の第2月曜日」を「8月31日」に、第2学期を「9月1日から12月31日まで」に改め、第2学期の項の次に「第3学期 1月1日から3月31日まで」を加えるものでございます。

また、第3条の2の「ただし、」の次に、「前条第2項第4号に掲げる日に授業を行い、又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改めるものでございます。

なお、この規則の施行期日につきましては、平成27年4月1日としております。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第60号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第6 議案第61号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について

○高橋委員長 日程第6、議案第61号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正す

る規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

- 松下教育総務課長 議案第61号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年10月17日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

- 高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

- 持田教育長 それでは、議案第61号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立小中一貫校村山学園第四小学校及び第二中学校の通学区域内において、都営村山団地の建物が新たに建設されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるので、本案を提出するものでございます。

内容につきましては、教育総務課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

- 高橋委員長 それでは、松下教育総務課長。

- 松下教育総務課長 それでは、議案第61号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

別紙、1 ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

今回の規則の一部改正につきましては、緑が丘の一部、都営村山団地に新たに建物が建設されたことに伴い規定の整備をするもので、別表第1の1、小学校通学区域の武蔵村山市立第四小学校の項及び別表第1の2、中学校通学区域の武蔵村山市立第二中学校の項中、「1123号棟」を「1125号棟」に改めるものでございます。

なお、この規則の施行期日につきましては、平成26年11月1日としております。

以上でございます。

- 高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第61号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第7 その他

○高橋委員長 日程第7、その他に入ります。

委員の皆様からの御報告等、御発言があればお受けいたします。

いかがでございましょう。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 事務局からの御発言があればお受けいたします。

○松下教育総務課長 事務局からはございません。

○高橋委員長 それでは、これをもって、その他を終わります。

◎閉会の辞

○高橋委員長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。

午前10時27分閉会